

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

信用協同組合連合会による国等に対する員外貸付制限の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 28 年 7 月 7 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

信用組合は零細企業等を組合員とし、最低出資金も低いなど、零細企業等による相互扶助を目的とする機関としての性格が強い。このため、本来その組合員から集めた資金は組合員の間で利用すべきであるという考え方のもと、その連合会である全国信用協同組合連合会※（以下「全信組連」という。）の員外貸付先は中小企業等協同組合法施行令（以下「中企法施行令」という。）において規定されており、このうち国及び預金保険機構（以下「国等」という。）への貸付けについては、同令により他の員外貸付と合わせ預金等総額の 20%までに制限（以下「員外貸付制限」という。）されている。

※ 中小企業等協同組合法上、連合会の数は限定されていないが、現時点で存在する連合会は全国信用協同組合連合会のみ。

② 問題点

昨今の金融情勢の変化により余資運用先が制限されてしまい、協同組織金融機関の連合会としての機能を十分に果たすことが困難。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記のような状況において、会員組合の余資運用先である国等を員外貸付制限から除外することは、全信組連の運用手段に柔軟性を与えるとともに、会員組合の利益に寄与するものとなることから、現行制度の改

正を行う必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

中小企業等協同組合法施行令第 15 条第 1 項

(3) 規制の新設又は改廃の内容

中企法施行令第 15 条第 1 項に、貸付制限の対象とならない員外貸付先として国等を追加する。

5. 想定される代替案

中企法施行令第 15 条第 2 項に規定する員外貸付制限が課せられる取引から、国等に対する資金の貸付けのうち金融庁長官の承認を受けたものを除外する。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

特になし。

② 代替案

全信組連において、当該承認に係る費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

行政庁（国）において、協同組織性を踏まえ、全信組連の員外貸付制限の対象外とする国等向け貸付けが、会員組合に対する貸付けを妨げない限度で行われているか把握するための監督上の費用が発生する。

② 代替案

国等に対する資金の貸付けのうち金融庁長官が承認したものを員外貸付制限の対象外とした場合、行政庁（国）において、当該承認に係る費用が発生する。加えて、承認後においても、全信組連の国等に対する資金の貸付けが当該承認の範囲を逸脱していないか（協同組織性を踏まえ、会員組合に対する貸付けを妨げない限度で行われているか等）監督するための費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特になし。

② 代替案

特になし。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

全信組連において、国等に対する貸付けが員外貸付制限の対象外となることから、会員組合に対する貸付けを妨げない限度において、これまで以上に柔軟な余資運用が可能となり、会員組合の利益に寄与することとなる。

② 代替案

全信組連において、行政庁から承認を受けた国等に対する貸付けが員外貸付制限の対象外となることから、承認時の範囲に制限されるものの、本案と同様に会員組合に対する貸付けを妨げない限度において、これまで以上に柔軟な余資運用が可能となり、会員組合の利益に寄与することとなる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案においては、限定的であるが、行政費用が発生する。

しかしながら、全信組連において、国等に対する貸付けが員外貸付制限の対象外となることで、これまで以上に柔軟な余資運用が可能となり、協同組織の連合会としての本来的な役割を果たすことに繋がる。また、会員組合への安定的な配当等をとおして会員組合の便益にも寄与することが期待される。

したがって、当該便益は、本案に伴い生じる行政費用を上回るものと考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案においては、本案と比べて得られる便益は同等である一方、本案を上回る行政費用が発生する。加えて、員外貸付規制の対象外となる国等に対する資金の貸付けについて、行政庁（国）から承認を受ける必要があ

るため、当該承認に係る行政庁からの要請に応じるための費用や承認審査の期間中における機会損失など遵守費用が発生する。

以上のことから、本案を採用することが適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について注視し、協同組織性の観点から必要があると認めるときはレビューを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。